

姫路大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2020年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2024年度＞

姫路大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、8点の改善課題及び2点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

学長のもとに置かれている教学における最高諮問機関である「大学協議会」の審議事項に「大学評価及び内部質保証に関する事項」を定めるとともに、内部質保証の推進主体として「教育改善・内部質保証会議」を設置している。また、より全学的な観点から内部質保証に取り組むために「教育改善・内部質保証会議」の審議事項に「図書館、事務組織、附置研究所単位の質保証に関する事項」を定めている。大学評価（認証評価）結果において指摘を受けた事項については、「教育改善・内部質保証会議」にて検討を行い、3つの方針の見直しを最優先に取り組み、その他各項目においても「進捗管理表」を作成し、関係部局において自己点検・評価の実施を依頼している。関係部局はその結果を「教育改善・内部質保証会議」に報告し、「教育改善・内部質保証会議」にてその進捗及び成果を確認しながら改善に取り組んでいる。今後は、新たな内部質保証体制のもと、今回の改善報告書において改善が不十分であった点のみならず、定期的な点検・評価の結果から改善点や長所を抽出し、具体的な改善・向上につなげるよう引き続き改善が求められる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいいがたい。

是正勧告については、学生の受け入れにおける定員管理の問題や財務計画の遂行に係る問題に関して、引き続き是正を図る必要がある。

改善課題については、内部質保証体制や学位授与方針に係る学習成果の明示、教育課程の編成・実施方針に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	教育学部こども未来学科で過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.61、収容定員に対する在籍学生数比率が0.60と低く、学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率も0.84と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。
	検討所見	<p>大学評価時に指摘を行った、教育学部こども未来学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が0.70、収容定員に対する在籍学生数比率が0.54と低い。また、学士課程全体の収容定員に対する在籍学生比率も0.73と依然として低いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。</p> <p>なお、大学評価時に提言の対象ではなかったものの、学士課程全体の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が0.82、看護学部看護学科における収容定員に対する在籍学生比率が0.89と低くなっていることから、学部の定員管理を徹底するよう、あわせて改善が求められる。</p> <p>上記のことから、教育学部こども未来学科及び学士課程全体については、次回大学評価の際に改善状況を再度報告されたい。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準10 （2）財務
	提言（全文）	「要積立額に対する金融資産の充足率」は、2015年度以降、急激に減少しており、「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出超過額）の割合」は漸増傾向にあり、教育研究の持続性が危ぶまれることから、「経営改善委員会」が決定したグランドデザインに基づく適切な中・長期の財政計画を早急に策定し、財政基盤の確立に向けた取組みを着実に実行するよう是正

姫路大学

		りたい。
	検討所見	<p>事業活動収支差額比率は前回評価時より改善されたものの依然としてマイナスであり、再び悪化しつつある。そのため、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は漸増傾向にあり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も減少し続けており、前回提言で指摘した「教育研究の持続性が危ぶまれる」状況は改善されていない。</p> <p>大学の教育研究活動を遂行するために、進行中の第一期中長期計画（2020年度～2025年度）を実行するとともに、第二期中長期計画（2026年度から）により財政計画を組み込んだ法人のグランドデザインを示すことが予定されていることから、計画を踏まえ、学生生徒等納付金の確実な確保、人件費の抑制、業務の効率化等に取り組み、財務基盤を確立するよう是正されたい。</p>

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	<p>前回の大学評価で指摘を受けた事項について、「自己点検・評価委員会」のもとで改善に取り組んできたものの、いまだ対応が十分に行われていない事項が見受けられ、2019(令和元)年度に新しく構築した「教育改善・内部質保証会議」を中心とする内部質保証体制においても、改善に至っていない。組織的な改善の仕組みが機能しているとはいいがたいことから、同会議のもとで内部質保証システムを機能させていくよう改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>教学における最高諮問機関である「大学協議会」と内部質保証の推進主体である「教育改善・内部質保証会議」が連携して内部質保証に取り組む体制を構築していたが、他の内部質保証に関わる組織も含め、それぞれの役割分担や権限等が明確でないこと</p>

姫路大学

		<p>から、内部質保証体制の見直しに取り組み、「大学協議会」のもとに「教育改善・内部質保証会議」を置くよう組織改編を行うとともに、「姫路大学協議会規程」の審議事項に「大学評価及び内部質保証に関する事項」を定めている。また、より全学的な観点から内部質保証に取り組むために「姫路大学教育改善・内部質保証会議規程」の審議事項に「図書館、事務組織、附置研究所単位の質保証に関する事項」を定めている。</p> <p>この新たな体制のもと、大学評価（認証評価）にて指摘を受けた事項に対する改善について、「教育改善・内部質保証会議」で検討を行い、関係部局において点検・評価を実施し、その結果を同会議に報告している。「教育改善・内部質保証会議」は、その報告を受けて進捗や成果を確認している。ただし、上記の取り組みは、大学評価（認証評価）で指摘を受けた事項への対応のみであり、定期的な自己点検・評価をどのように実施しているのかは明確でない。今後は、「教育改善・内部質保証会議」のもと、大学評価（認証評価）で指摘を受けた事項のみならず、定期的な点検・評価の結果から改善点や長所を見つけ、具体的な改善・向上につなげるよう引き続き改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	看護学部、教育学部通学課程、教育学部通信教育課程及び看護学研究科博士前期課程では、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を具体的に示していないため、改善が求められる。
	検討所見	看護学部、教育学部通学課程及び看護学研究科博士前期課の学位授与方針について、「教育改善・内部質保証会議」から各学部・研究科に対して見直しを提言し、各学部・研究科にて検討を行った。その結果、それぞれの方針に修得すべき知識、技能、能

姫路大学

		<p>力など当該学位にふさわしい学習成果を明示するとともに、大学ホームページや『学修便覧』『研究科ハンドブック』などに掲載しており、改善が認められる。</p> <p>しかしながら、教育学部通信教育課程については、通学課程の方針をもとに、2025年度に新たな方針を示す予定であるため、着実に取り組むとともに、適切な方針を定めるよう引き続き改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>教育課程の編成・実施方針に、看護学部、教育学部通学課程、教育学部通信教育課程、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>看護学部、教育学部通学課程、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の教育課程の編成・実施方針について、「教育改善・内部質保証会議」から各学部・研究科に対し、学位授与方針とあわせて見直すよう提言し、各学部・研究科において検討を行った。その結果、各学部・研究科において、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示した方針を定めるとともに、『学修便覧』や「研究科ハンドブック」などに掲載しており、改善が認められる。</p> <p>しかしながら、教育学部通信教育課程については、通学課程の方針をもとに、2025年度に新たな方針を示す予定であるため、着実に取り組むとともに、適切な方針を定めるよう引き続き改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>教育学部では、1年間に履修登録できる単位数の</p>

姫路大学

		<p>上限が 56 単位と高く、更にこの単位数に含まない実習単位科目が設定されていることから、実質的にはそれ以上の履修を認めている。これにより実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数おり、取得希望の資格や免許に応じて各学年で必要な科目の履修モデルを示しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>教育学部における 1 年間に履修登録できる単位数の上限について、2021 年度に「教育学部教育課程検討委員会」及び「教職課程検討委員会」において卒業要件、教職課程及び保育士養成課程の見直しを行ったことにより、50 単位以上履修登録している学生の割合が減ったものの、保育士資格、幼稚園一種免許、養護教諭一種免許を取得する場合は、1 年間に 50 単位以上履修が必要となるケースがあったため、2022 年度に再度科目の見直しや開講期の変更等を行っている。その結果、これまで対象外としていた実習科目も含め、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 50 単位とすることを「教育学部履修規程」に規定するとともに、当該規程を『学修便覧』に掲載して学生に周知・公表している。</p> <p>以上のことから、教育学部においては、引き続き 50 単位以上履修している学生が少数いるものの、大学評価時に比して、経年的に同学生数が減少傾向にあることから、改善が認められる。</p>
No.	種 別	内 容
5	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>看護学研究科では、博士前期課程と博士後期課程それぞれで学位論文審査基準を定めているものの、内容がほぼ同一であるため、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>研究科委員会において看護学研究科の論文審査基準の検討を行い、2022 年度に博士後期課程の論文審査基準を策定している。この博士後期課程の論</p>

		文審査基準は、博士前期課程の論文審査基準と差別化を図るため、博士論文の学術的価値や新規性、論旨の一貫性を評価することを明示したものとなっており、博士前期課程の論文審査基準とあわせて「研究科ハンドブック」で学生に周知・公表していることから、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
6	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	通信教育課程を含む学部・研究科において、学習成果の把握に努めているものの、学位授与方針に示す学生の学習成果に関しては、測定方法や評価指標が決められていない。今後は、学位授与方針に示した修得すべき知識、技能、態度等を明確にしたうえで、測定方法や評価指標を策定し、多角的かつ適切に測定を行うよう改善が求められる。
	検討所見	<p>学習成果の把握・評価及び可視化に向けて、「教育改善・内部質保証会議」において検討を行い、2022年度に全学及び学部の学位授与方針を見直し、学生が修得すべき知識、技能、態度等を具体的に示したうえで「アセスメントポリシー」を策定している。また、全学の学位授与方針に示す学習成果の達成度の測定指標として、「DP達成度ルーブリック」を策定している。さらに、看護学部及び教育学部通学課程では、「ディプロマポリシーと科目の対応表」を策定し、各授業科目と学位授与方針に示す学習成果との連関を明示している。これらの評価指標のもと、2024年度より学習成果の把握・評価に取り組む予定であったが、具体的な運用方法が決まっておらず、運用には至っていないため、適切に把握・評価するよう引き続きの対応が求められる。</p> <p>また、教育学部通信教育課程及び看護学研究科における学習成果の測定方法や評価指標の検討には至っていないため、これらを定め、適切に把握・評価するよう引き続き改善が求められる。</p>

姫路大学

No.	種 別	内 容
7	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	教育学部の編入学については、通学課程では定員10名に対し過去5年間の入学者数は0名から3名を推移しており、過去5年間の編入生数比率が0.12と低い。前回の大学評価においても指摘した事項であるにもかかわらず、改善に向けた具体的な対策がとられていないことから、定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	教育学部の編入学について、編入生を確保するため、同一法人内の短期大学との連携強化や編入学する学生用の履修モデルの作成、免許・資格取得までの履修計画の明示などに取り組んでいる。また、2025年度の入学者選抜より、3年次編入の指定校推薦枠を設けるなどの改善にも取り組んでいる。 このように、編入学定員充足に向けてさまざまな改善に取り組んでおり、過去5年間の編入生数比率が大学評価時の0.12から0.32と上昇傾向にある。今後は、現在の取り組みを継続するとともに、充足に向けて編入学定員の管理を徹底することが望まれる。
No.	種 別	内 容
8	基準	基準6 教員・教員組織
	提言（全文）	FDの実施に関して、看護学部では外部講師を招いた講演会を開催し、教育学部では「学術教育研究会」において各教員が教育研究の内容・実績に関する発表及びそれに基づく討議を行っているものの、両学部とも教員の研究力向上に係るものが多いことから、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善につなげるためのFDを適切に実施するよう、改善が求められる。
	検討所見	2022年度に全学的な委員会組織の見直しに取り組む、教員部門・職員部門それぞれに設置していた

姫路大学

		<p>SDやFDに関する委員会を統合し、「全学FD・SD委員会」を設置している。この「全学FD・SD委員会」の設置以降、当該委員会と各学部・研究科のFD委員会が連携し、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善につなげるためのFD活動に取り組んでいる。</p> <p>各学部の取り組みとして、看護学部では、「看護学実習におけるルーブリックとパフォーマンス評価」や「アクティブラーニングの方法」などをテーマとした研修会を実施している。また、教育学部では、「教員・保育士養成課程におけるキャリア教育のあり方」や授業評価アンケートをもとに授業改善を検討する研修等を毎年複数回実施しており、改善が認められる。</p>
--	--	---

<再度報告を求める事項>

是正勧告No.1、No.2については次回の大学評価の際に改善状況を再度報告されたい。

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果における提言	改善状況
ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	×
イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	×

以上